

太子町地域クラブ活動ガイドライン

令和7（2025）年3月

太子町教育委員会

【ガイドライン策定の趣旨】

- 1 本ガイドラインは、太子町立中学校に通学する中学生を対象とした、学校部活動から地域移行（地域展開）した地域クラブの活動についての考え方、かつ、生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができるよう、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な考え方を示すものである。
- 2 長年培われた学校部活動の教育的意義や役割が、今後展開される地域クラブ活動においても継承され、さらに発展して、新しい価値が創出されるよう、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えることが必要である。

地域クラブ活動の在り方

少子化に伴う学校の小規模化は、従来の学校部活動の運営に深刻な影響を与えている。そのため、生徒のスポーツ・文化芸術活動が持続可能なものとなるよう、学校と地域の連携・協働により、新たに地域クラブを整備する必要がある。

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として行われるため、社会教育法第2条の「社会教育」の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法第2条の基本理念や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置づけられるであろう。

こうした点をふまえ、地域クラブ活動は、学校と連携しながら、長年培われた学校部活動の教育的意義を継承しつつ、さらに発展して、新しい価値を創出することをめざすこと、そして、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である。

1 地域クラブの適切な運営や効率的・効果的な活動の実施

- (1) 地域クラブとして認定するクラブは、当面の間、中学校体育連盟において各大会が実施されている競技及び吹奏楽とする。なお、中学校体育連盟への登録については、別途、地域クラブの責任において行うものとする。
- (2) 新たに主体となり活動する団体は、主として中学生等を対象に、スポーツまたは文化芸術活動を行い、専門性の高い指導をめざすとともに、生徒の健全育成に資すること。
- (3) 学校や家庭から活動場所までの移動について生徒やその保護者の過度な負担とならないよう、原則として活動場所は太子町内とすること。
- (4) 営利を目的とした運営を行わないこと。
- (5) 持続可能なクラブ運営のため、複数の役員や指導者が運営に携わっていること。
- (6) 以下の要件を満たす規約（会則）を作成しており、それらの内容が社会通念上、適正であると認められること。
 - ・クラブ設置（運営）の目的が明記されていること。
 - ・会員の入退会について記載されていること。

- ・徴収する会費について記載されていること。
 - ・次の役員、もしくは相当する役員を置くことが記載されていること。
ア 代表 イ 副代表 ウ 会計 エ 会計監査（監事）
（イ・ウは兼ねてもよいが、それ以外は兼ねることはできない。）
（ア～ウは指導者が兼ねてもよいが、エは保護者を任命すること。）
 - ・全員の個人情報の取扱いについて記載されていること。
- （７）県や町が主催する研修等を受講する役員または指導者が運営に携わること。
- （８）以下に示されている学校部活動の教育的意義や役割を継承し、勝利至上主義の指導にならないように努め、生徒の資質・能力の向上を主たる目的として活動すること。

（学校部活動の意義）

- ・部活動とは、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、人間形成に資するものである。
- ・部活動とは、スポーツや文化等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものである。

（学習指導要領一部抜粋）

- （９）生徒の人権を尊重した活動を行うこと。選手育成の意味で、体罰や暴言による指導は人権侵害であるため行ってはならない。
- （１０）過度な練習がスポーツ傷害、バーンアウト、精神の不安定などのリスクにつながることを正しく理解し、休養等を与えつつ、適切な活動時間を設定すること。短時間で効果が得られる指導に努めること。
- （１１）成長期にある中学生がバランスの取れた生活を送ることができるよう「太子町立中学校部活動に関するガイドライン」（太子町教育委員会）に準じた活動日数、休養日ならびに活動時間を設定すること。

<休養日及び活動時間の基準>

- ・週２日以上（平日１日以上、土日いずれか１日以上）の休養日を設けること。
- ・活動時間は、長くとも平日では２時間程度、学校の休業日は３時間程度とし、短時間で、合理的かつ効率的・効果的な活動を行うこと。
- ・休養日として設定した日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替え、休養日を確保すること。
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うこと。
- ・定期試験前の一定期間を休養日として設定すること。
- ・活動時間帯は、学校生活に支障がない時間帯を設定すること。

（太子町立中学校部活動に関するガイドライン他）

- (12) 生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮した指導内容や練習時間及び
休憩時間（水分補給等を含む）を設定すること。また、施設管理者と連携した用具
や施設の点検、保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行うなど、生徒
の安全確保に万全を期すこと。既存の学校施設以外の用具の用意等は各地域クラブ
で行うこと。
- (13) 参加生徒や指導者等に対して、怪我や事故の未然防止のための対策を講じること。
また、万一怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるよう傷害保険や個人賠償
責任保険に加入させること。年度途中で加入した生徒や指導者についても同様とす
ること。
※傷害保険や個人賠償責任保険に加入することにより、生徒や指導者等の怪我や設
備の破損に対処することが可能となる場合が多い。
- (14) 各地域クラブで起こった怪我や事故、人間関係のトラブル、生徒指導上の問題等
に関しては、各地域クラブが責任を持って誠実に対応すること。また、生徒等の個
人情報の取扱いは、規則（会則）に則り、十分に注意すること。

2 学校との連携

(1) 教育的意義

地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみなら
ず、生徒の望ましい成長を支えていく観点においても教育的意義を持ちうるものであ
るため、学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、新しい価値が創出される
よう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働のもと、教育的機能を一層高めていくこ
とが求められる。

(2) 情報の共有及び提供

ア 地域クラブ活動と学校部活動との間では、活動内容や指導者に差異が生じるた
め、地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況等の共通理解を
図るとともに、日々の活動状況に関する情報共有等も綿密に行うことが望ましい。
その際、兼職兼業により指導に携わる教職員の知見も活用するなど、効率的・効
果的に情報共有を行い、生徒や保護者等に対しても丁寧な説明が行えるよう配慮
すること。

イ 太子町教育委員会は、地域クラブ活動が適切に行われるよう、その取組状況を
適宜把握し、必要な指導助言を行うとともに、地域で実施されている地域クラブ
活動の内容等を生徒や保護者に周知するなどして、生徒が自分に相応しい活動を選
択できるよう努めるものとする。

附 則

このガイドラインは、令和7年3月19日から施行する。ただし、国や県が新たな
方針等を策定した場合は、それに準拠すべく、本ガイドラインを改訂するものとする。